

医療トピックス

ベースアップ評価料の実務上の留意点

ベースアップ評価料の制定から丸 1 年が経過しました。賃金改善報告書の提出前に今一度実務上の留意点を今一度復讐しておきましょう。

Q1. 対象者に派遣社員は含まれる？

→ A 派遣元と相談・協力したうえで、当該保険医療機関に勤務する職員と同程度以上の賃金改善を行う場合に限り対象とすることができます。業務委託職員は対象外です。

Q2. ベースアップ評価料等の収入は、翌年度の賃金改善に繰り越せる？

→ A 原則として翌年度への繰り越しはできませんが、患者数の変動等によりやむを得ず残余が生じた場合には、実績報告書を提出する 8 月までの賃金改善に充当することが認められています。

Q3. 賃金改善目標(3.2%)が達成できなかったら、算定できない？

→ A 算定可能。ただし当該収入はすべて対象職員の給与等に用いてください。

Q4. 法定福利費の範囲はどこまで認められる？

→ A 合理的な方法に基づく概算が認められています。この場合の目安は最大 16.5%とされています。

Q5. 公費負担、労災、自由診療は、診療回数に含める？

→ A ベースアップ評価料()等の区分計算における診療回数について、公費負担医療や労災は含まれ、自由診療は含まれません。



うまく制度を活用して、従業員満足の向上につなげていただき、従業員の確保に努めていただけると幸いです。